

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市地球温暖化対策推進会議			
事務局 (担当課)		ゼロカーボン推進課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 0 (直通)			
開催日時		令和 6 年 3 月 1 9 日 (火) 午後 3 時 0 0 分 ~ 5 時 0 0 分			
開催場所		エコパークさがみはら 2 階学習室			
出席者	委員	1 2 人 (別紙のとおり)			
	その他				
	事務局	8 人 (ゼロカーボン推進課長、他 7 人)			
公開の可否	可	不可	一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由					
議 題	1 開会 2 議題 (1) 相模原市地球温暖化対策計画実施状況報告書について (2) 太陽光発電設備設置標準化制度について 3 その他				

## 議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

### 1 開会

定足数の確認の上、開会した。

### 2 議題

#### ( 1 ) 相模原市地球温暖化対策計画実施状況報告書について

第2次相模原市地球温暖化対策計画実施状況報告書（令和4年度報告）について「資料1」を基に、事務局から内容説明を行った。

#### ( 前山委員 )

P7の運輸部門の排出量について、渋滞の緩和や交通網の整備が対策として考えられるが、市としてどのような取組がされているか。また、商店街の街路灯が老朽化していて撤去をどうするかに苦慮している。所有権の問題もあって撤去が進まない課題もあり、是非、来年度以降街路灯の問題を取り上げて頂き、撤去の協力とLED化の推進を実施して頂きたい。

#### ( 事務局 )

市内に大型物流施設が建設され、周辺の渋滞が発生していることは把握しており、所管課と連携し、できる限り解消できるようにしていくものと考えている。また、街路灯含め関係各課と連携しLED化を検討していく。

#### ( 北村委員 )

報告書の完成時期が年度末になっており、もう少し早く作成できないか。P12の事業者向け太陽光発電について、自治会の集会場等への建設補助実績はなかったと記載があり、さがみはら地球温暖化対策協議会の中でも勧めているが、令和5年度も実績としては1件のみである。集会場への設置に対する市の補助があるにも関わらず、使われなく勿体ないと思っている。また、P15の設備導入促進特別資金も実績がなく、制度があるのに活用されてのとはなぜかということを考えて頂きたい。

#### ( 森久保委員 )

集会場は個々の自治会の所有物となり自治会の負担が小さくはないため、導入を見合わせている自治会が多いと思う。加入率が減り収入が減っている中で、負担が厳しいと考える。また、建設時の補助金があったとしてもメンテナンス費用がかかるため、メンテナンス含めて市の支援を検討いただきたい。

#### ( 奥副会長 )

北村委員と同意見であるが、P12やP15のような事業所向けの制度が活用されてないという現状があるため、利用しやすい事業を実施していただきたい。

(事務局)

完成時期について早くできないかという意見はごもっともだが、CO 排出量の推計に必要な統計数値の公表時期が2年後の12月になるため、12月以降の作成となってしまう。統計数値の公表後になるべく早く完成できるよう、今年度よりとりまとめ方法を工夫しているため、来年度より尽力していきたい。集会場への設置について、令和5年度は3つの自治会から御連絡があり、うち2件について設置の実績となる予定。制度の活用については、今後も担当課とPRに努めると共に、より利用しやすい支援や方法を検討していく。

(須永委員)

P5、P8、P40の令和12年度のCO発生量の目標値について、現在の目標値と異なるのではないか。

(事務局)

目標値の記載については事務局でも話し合ったが、計画改定は令和5年11月に行われたものであり今回の実績報告書は令和4年度報告となるため、報告書内の目標値は令和4年度当時の目標値を記載している。

(田中会長)

P1に市域全体の温室効果ガス排出量は令和3年度、市の事務事業に伴う排出量は令和4年度の状況を報告している旨の記載があり、そのことを踏まえると現状の表現で仕方ないと思っている。P16「再生可能エネルギーの利用促進」の今後の取組について、現在、住宅への太陽光の標準化制度の諮問をしているため、より一層の促進していることを強調したほうが良いのではないかと感じた。市域全体と市の事務事業に伴う排出量を比較すると、市の事務事業に対する取組が遅れているように感じるが、この結果についてどのように考えているのか。市の取組について危機感を持った表現にした方が良いのではないか。

(事務局)

令和5年11月に計画を改定し、事務事業編を取組の柱として追加したことを庁内に周知している。現状の結果についてはご指摘のとおりであるため、ゼロカーボン推進課が旗振り役となって庁内の連携を取りながら市の率先行動に取り組んでいく。

(奥副会長)

P43の市施設における電気の購入先の内訳について、排出量を削減するためには排出係数が低い電力会社を使うべきであるが、比較的係数が高い東京電力エナジーパートナーが全体の67%を占めているのはなぜか。また、P45の事務事業編の取組の表について、斜線となって市の実績が標記されていない箇所がある。

(田中会長)

P45の表については、P46以降の対策による数値が反映されていない箇所が

あるように思えるため、再整理してはどうか。

(事務局) 令和4年度の電気の購入先について、ウクライナ情勢により安定的な電力確保が難しい状況であったため、入札が不調となることが多く、結果として東京電力エナジーパートナーしか供給できなかったことが原因である。P45の表については改めて修正させていただく。

(森久保委員)

公共施設へのLED導入の記載があるが、現在、水銀灯が多くの学校で使われており、小中学校のLEDへの交換状況はどうなっているか。

(事務局)

学校施設について、明確なデータは今手元に用意していないが、あまり進んでいないと認識している。営繕部門の作成する学校の改修計画に合わせ、LEDへの転換を進めていく。

(奥副会長)

P43の環境配慮に関して、「一定基準をみたしたもののみが入札に参加できる仕組み」と記載があるが、この基準とは具体的に何を示しているのか。

(事務局)

電力の調達に関する基準については、「相模原市電力の調達に係る環境配慮実施要綱」に従い「二酸化炭素排出係数」や「未利用エネルギーの活用状況」、「再生可能エネルギーの導入状況」などの項目の達成度合いごとに点数を設定しており、各企業について採点し基準に達しない企業は入札に参加できないものとなる。

(田中会長)

P43の文章中に具体的に要綱名を明記すると良いのではないかと思う。なお、報告書の作成について、可能な限り年度内の完成を目指している。他にご意見があれば1週間以内にご連絡いただきたい。P75の推進会議からのコメント含め、完成に向け事務局と調整していく。

(2) 太陽光発電設備設置標準化制度の導入について

「資料2」、「資料3」に基づき、前回第1回に委員から出された質問及びその後事務局にメールで寄せられた質問に対する事務局の回答について、説明が行われた。なお、審議時間の関係から、資料4及び資料5の説明については次回に行うこととなった。

(奥副会長)

資料1の項目4の代替措置・除外規定について制度内容は理解したが、最終行に「促進区域制度への対応については、市として別途判断していく」とある。所管課も異なるので内部でも調整が必要とは思うが、建築物省エネ法の促進区域制度を導

入すれば、代替措置や除外措置に該当しなくても済むようになる場合があるので、関連してくる。別途ではなく一体としてご検討いただくべきもの。本制度の施行とあわせて、促進区域の指定も可能になるよう検討頂きたい。

(田中会長)

資料2の項目6に建築士の説明義務制度の話がまとめられている。他自治体の先行事例でも建築士が義務の対象となっているが、義務者を建築事業者にしなかった経緯があるのか、理由を教えてください。建築関連法規に関連しているのか。購入者となる市民が契約の際に接触するのは建築事業者であり、契約が結ばれた後に建築士との間で設計等の細かい話が進んでいくことになる。売買契約が結ばれる事業者に説明義務が発生するのが明瞭だと思いがいかがか。

以上2つの質問等について事務局から回答をお願いしたい。

(事務局)

促進区域制度の御指摘については、高さ制限などが緩和されれば、さらに太陽光パネルを設置できるところが増えるという意味で、関連するものとする。太陽光発電設備設置標準化制度のスタートは令和9年を想定している。促進区域制度が創設されているので、義務化制度スタートまでの間も、促進区域制度を市としてどうしていくかは、考えていかなければならない。所管は異なるかもしれないが、太陽光発電設備設置標準化制度の導入を進めていくことを情報提供しながら、進めていくべきものと考えている。

事業者ではなく、建築士に説明義務を負っていただく理由について、建築物省エネ法で建築士は既に省エネに関する説明義務を負っている。本市では、さらにそこに太陽光パネル設置に関する説明も追加で実施いただくことになる。既に法律上の説明義務を負っている建築士に、太陽光パネル設置に関する説明と、説明に使った資料の保管義務などを追加で負っていただく想定。運用上、市内で不動産の販売等を行う全ての事業者が太陽光パネル設置の説明を行い、その書類の保管義務を負うという制度よりも、実務上、運用の実現可能性が高いと考えている。

(田中会長)

さきほどの促進区域制度に関する奥委員の御意見としては、制度は別途ではなくこの制度と連携して効果を上げた方がよいという趣旨の話だと思う。

また、建築士に義務を課すことは、建築物省エネ法に既に義務規定があるという理由は理解した。ただ、例えば家電の購入を考えてもらうと、販売店がまず消費者に対して製品の機能を説明するので、確認させていただいたもの。

(須永委員)

資料2の項目2で「基金に3億円の積み立てを行い」との話があり、奨励金を拡充することは設備の普及促進に非常に良いと思うが、毎年3億円を積み立てるのか。

また、スマートエネルギー設備等への奨励金額が増えるということだが、分かり

やすく10万円の補助と仮定した場合でも、3億円では3,000件分でしかない。この金額で十分なのか。

(事務局)

3億円の積み立ては、3年間分での3億円を想定している。3年間での割振りは変わるが、奨励件数を増やしていくことを想定している。

(須永委員)

意見だが、4kwの太陽光パネルの設置に大体100万円くらいかかるので、例えば、太陽光パネルへの奨励金を3万円から8万円に拡充するとしても、これで市内の事業者がユーザーを説得できるか。

また、なるべく沢山付けてもらいたいので、1kwあたりいくら、という補助金制度にすることも考えられるということは意見として述べさせていただく。

(事務局)

この金額でユーザーを説得できるかという点については、今までの奨励金額が大幅に増えるので、建築業界としては、これをセールストークに使ってもらえるものと考えている。

(田中会長)

資料4と5についてはどういう意図でまとめられているか、事務局から概要だけ説明して頂きたい。

(事務局)

事務局としては、本制度を検討するにあたり、実際に義務を負うことになる企業や業界団体等のご意見が極めて重要と考えており、各団体や企業を回らせていただき、ご意見をまとめた資料を作成した。ご意見の内容を類型ごとに分類して、論理的に回答するとすればどうなるか、という事務局案をお示ししているもの。また、こういった事業者のご意見があることを前提に制度のご検討をいただきたいと考えている。

(田中会長)

資料4、5の個別の内容の紹介は次回以降とさせていただきたい。事前に事務局からこの資料を見せていただいた段階で、業界から、制度について障害が多いのではないかという意見が多々出ていることを踏まえると、業界の方に、本審議会に参考人としてご出席いただいて、具体的に話を伺うヒアリングの機会があってもよいと思っており、事務局に検討をお願いしている。また、制度の推進側のご意見を聴くことがあっても良いと思う。

以上

## 相模原市地球温暖化対策推進会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田中 充	法政大学 名誉教授	会 長	出席
2	奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 教授	副会長	出席
3	利光 芳明	神奈川中央交通(株) 総務部 広報担当係長		欠席
4	前山 善憲	一般社団法人相模原市商店連合会 副理事長 長		出席
5	布施 昭愛	相模原商工会議所 理事 事務局長		出席
6	服部 健太郎	東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社 次長		出席
7	香川 健	東京ガス(株) 神奈川西支店 支店長		出席
8	森久保 高弘	相模原市自治会連合会 理事		出席
9	木村 郁子	さがみはら消費者の会		出席
10	井上 章	さがみはら津久井森林組合 代表理事副組合長		出席
11	北村 陽子	さがみはら地球温暖化対策協議会		出席
12	鈴木 千景	公募委員		出席
13	須永 修通	公募委員		出席